

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 30 日から 22 年 4 月 1 日まで
私は、A事業所で昭和 22 年 3 月末日まで勤務したが、同事業所における資格喪失日が 21 年 4 月 30 日とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 22 年 3 月末日まで A 事業所に勤務していたので、申立期間は同事業所において厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所は、申立人の資格喪失日と同日の昭和 21 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、法人登記によると、A 事業所は、昭和 23 年 8 月 15 日に解散していることが確認できる上、同登記簿により確認できた役員は、死亡又は所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日付けで資格喪失している同僚を一人確認することができるが、この同僚は高齢のため照会を行うことができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 870 (事案 676 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年6月11日から20年7月23日まで
② 昭和21年2月から22年9月まで
③ 昭和22年9月から23年10月まで
④ 昭和23年11月1日から24年5月31日まで
⑤ 昭和24年8月から25年3月10日まで

私が記憶している乗船期間と船員保険の被保険者期間が相違していることから、以前、第三者委員会に申し立てたが、一部の期間を除いて記録が訂正されなかった。

申立期間①については、私は「A船」の甲板員として勤務したが、船員保険の被保険者期間が相違しているため、再度申し立てる。また、平成21年と23年の年金事務所からの被保険者記録照会回答票を比較すると、資格取得日及び資格喪失日が改ざんされている。このことについて第三者委員会の考えを聞きたい。

申立期間②については、「B船」の乗船期間に係る私の記憶と第三者委員会の前回のあっせん期間との乖離が大きすぎる。昭和22年の日本船名録において「B船」の所有者がC氏であると記載されていることから、私が当該期間に「B船」に乗船していたとしても「何ら不合理ではない」と考えられないか。

申立期間③については、前回の委員会からの通知文書において、「私は、『D船』に乗船している者の中で一番先に船を降りた。」と申立人が供述していると記載されているが、私はこのようなことを言ったことは無い。

申立期間④については、船員保険の適用事業所名がE社とされているが、私が乗船していた「F船」の事業主は、G氏であった。また、申立期間⑤についても、「F船」に乗船していたところ、前回の委員会からの通知文書において、「F船」の船舶所有者のG氏は死亡していると記載されているが、同氏は健在である。

以上について、再度委員会で調査、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、H氏所有船舶「I船」で昭和18年6月11日から同年10月12日までの期間において船員保険被保険者であることが確認できること、ii) 申立人は、18年10月27日から同年12月8日までの期間及び同年12月15日から19年2月20日までの期間において、J氏所有船舶（船名は不明）における船員保険被保険者記録が確認できること、iii) K運輸局から提出された「昭和22年度日本船名録」によると、「A船」の製造年月は18年10月と記載されていることが確認できることから、申立人が同船に乗船したのは、同年10月以降と考えるのが相当であること、iv) 申立人が記憶している複数の同僚の18年10月から19年3月15日までの期間における船員保険被保険者記録は確認できないこと、v) 当初申し立てた期間のうち、18年1月から同年6月11日までの期間、同年10月12日から同年10月27日までの期間、同年12月8日から同年12月15日までの期間、19年2月20日から同年3月15日までの期間について、船舶所有者及び同僚は、死亡又は居所不明であるため、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないこと等から、申立期間②に係る申立てについては、当初申し立てた期間のうち、21年1月から同年2月12日までの期間及び同年3月1日から22年6月1日までの期間については、申立人が記憶している同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、L社に勤務していたことが推認できるところ、i) 申立人が乗船していたとするL社C氏所有船舶「M船」が、当該期間において、船員保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人が記憶している船長及び複数の同僚の当該期間における船員保険被保険者記録が確認できないこと、iii) L社に係る商業登記簿は見当たらないこと、iv) 申立人は、N社において、22年6月1日から同年10月31日までの期間、船員保険被保険者記録があることから、当該期間は「M船」における船員保険被保険者期間とは認められないこと等から、申立期間③に係る申立てについては、i) 申立人のN社における船員保険被保険者記録は、22年6月1日から同年10月31日までの期間であることが確認できること、ii) 申立人は、「私は、N社所有船舶『D船』に乗船している者の中で一番先に船を降りた。」と供述しているところ、申立人が記憶している複数の同僚の船員保険被保険者記録によると、最も早い船員保険被保険者資格の喪失日は、23年6月17日であることが確認できることから、申立人の同社における船員保険被保険者資格の喪失日（昭和22年10月31日）に不自然さはないことがないこと、iii) 申立人をN社所有船舶「D船」に乗船するよう誘った同僚の同社における船員保険被保険者記録は確認できないこと、iv) N社は解散しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができないこと等から、申立期間④に係る申立てについては、i) 申立人は、E社に係る船員保険被保険者名簿において、23年11月1日から24年5月31日までの期間、船員保険被保険者であることが確認できること、ii) 「F船」が申立期

間④において、船員保険の適用事業所であったことは確認できないこと等から、申立期間⑤に係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿によると、「F船」が船員保険の適用事業所となったのは25年3月10日であることが確認でき、申立期間⑤において、同船が船員保険の適用事業所であったことは確認できないこと、ii) 申立人が記憶している同僚二人の申立期間⑤における船員保険被保険者記録を確認することができないこと、iii) 船舶所有者のG氏及びO氏は既に死亡している上、連絡の取れた同僚は当時のことを記憶していない旨供述しており、申立期間⑤における申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について供述を得ることができなかつたこと等から、既に、当委員会の決定に基づき平成23年4月20日付けで年金記録の訂正は必要でない(当初の申立期間のうち、昭和21年2月12日から同年3月1日までの期間についてはあつせんする必要はあるが、今回の申立期間のうち、あつせんした期間以外の期間については訂正する必要がない) とする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立期間①については、申立人は、平成21年と23年の年金事務所からの被保険者記録照会回答票を比較すると、資格取得日及び資格喪失日が改ざんされていると主張している。

しかしながら、平成23年2月3日現在の加入記録に係る被保険者記録照会回答票における申立期間①の資格取得日及び資格喪失日は、全て申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

なお、平成21年10月7日現在の加入記録に係る被保険者記録照会回答票と23年2月3日現在の加入記録に係る同回答票における申立期間①の加入月数は、いずれも24か月である。

また、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間②については、申立人は、「B船」の乗船期間に係る申立人の記憶と第三者委員会の前回のあつせん期間との乖離が大きすぎる、昭和22年の日本船名録の記載から、申立人が当該期間に「B船」に乗船していたとしても不合理ではないと主張している。

しかしながら、前回あつせんされた期間のP氏所有船舶「Q船」に係る船員保険被保険者名簿によると、同船は、昭和21年3月1日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人から新たな資料等の提供は無いことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間③については、申立人は、前回の委員会からの通知文書において、「私は、『D船』に乗船している者の中で一番先に船を降りた。」と供述していると記載されているが、このようなことを言ったことは無く、自身が「D船」を降りたのは昭和23年10月であると主張している。

これについて、前回の申立てにおける調査結果を確認したところ、前述の「D船」に乗船している者とは、N社に係る船員保険被保険者名簿で確認できる申立人及び申立人が記憶する同僚のことであり、同船の全ての乗組員を意味するものではない。

また、申立人から新たな資料等の提供は無いことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間④及び⑤については、申立人が乗船していた「F船」の事業主は、G氏であり、前回の委員会からの通知文書において、「F船」の船舶所有者のG氏は死亡していると記載されているが、同氏は健在であると主張している。

このため、改めて調査したところ、G氏は健在であることが確認できたため、同氏に対して書面及び面談により申立期間④及び⑤当時の状況について照会した結果、「当時の資料や記憶は無く、分からない。」旨供述していることから、申立人の申立期間④及び⑤に係る勤務実態及び船員保険料控除について確認することができず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は得られなかった。

これらの事情及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。